

規制の事前評価書

1 規制の名称

賞揚等の規制の対象となる暴力行為の追加

2 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成24年2月

(2) 分析対象期間

平成20年8月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

近年、指定暴力団員が、準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復等する目的で、その相手方に対して暴力行為を敢行し、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が、当該暴力行為を敢行した指定暴力団員を賞揚等する実態がみられる。このような準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等は、指定暴力団員が準暴力的要求行為に伴う暴力行為を敢行した場合に、警察に検挙され、刑に処せられ、刑務所で服役するという大きなリスクを上回る便益を与えて、指定暴力団員による新たな暴力行為を助長する結果となっていると考えられるところ、現行の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）においては、準暴力的要求行為に伴う暴力行為の賞揚等については禁止されていないことから、当該暴力行為により国民の生命、身体又は財産に危害が生じることを未然に防止することが十分にできていない。

こうした状況に対処するため、準暴力的要求行為に伴う暴力行為を暴力行為の賞揚等の規制の対象に追加する必要がある。

(2) 規制の内容

暴力行為の賞揚等の規制の対象となる暴力行為として、指定暴力団員が、準暴力的要求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復等する目的で、当該相手方等に対してする暴力行為を追加する。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の暴対法第30条の5

6 想定される代替案

準暴力的要求行為に係る暴力行為の賞揚等に対し、指導・警告等により対処する。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する目的での金品等の供与・受供与ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

(2) 行政費用

改正案については、都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為が防止され、将来の準暴力的要求行為に伴う暴力行為が抑止されるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、準暴力的要求行為に伴う暴力行為を賞揚等する行為が防止されず、将来の準暴力的要求行為に伴う暴力行為が十分に抑止されるとはいえない。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が将来の準暴力的要求行為に伴う暴力行為が抑止されると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

なし

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、準暴力的要求行為に伴う暴力行為の発生状況等を勘案し、本規制によってもなお準暴力的要求行為に伴う暴力行為の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。